

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

庄原市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

庄原市は、江の川・高梁川の上流域に位置し、北部は標高 1,000m を超す山地、南部は標高 200m～300m の丘陵地であり、多数の河川の流域に小盆地を形成し、傾斜農用地が多いなど農業生産条件が不利なことから多面的機能の低下が特に懸念され、平場と比べ生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、本市では、水稻を中心とした土地利用型農業を主体として、畜産・野菜との複合経営を進めている。近年、有機物の土壌還元による土づくりを中心に、化学肥料や農薬等の低減した農産物のブランド化の推進を行っていることもあり、地域において環境負荷を軽減する環境保全型農業の推進を図ることが必要となっている。

(2) 目標

(1) を踏まえ、庄原市では、法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第 1 号に掲げる事業も併せて行うよう働きかける。また、同項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	庄原市	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 3 号に掲げる事業
②	庄原市	法第 3 条第 3 項第 2 号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

(1) 法第3条第3項第2号に掲げる事業に関する方針

法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

促進計画（別紙）

1. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業について、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1 h a 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1 h a 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1 h a 以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法による過疎地域：庄原市全域

イ 対象農用地

次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当するもの

- (ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田

- (ウ) 市長の判断によるもの

次の a または b に該当するもの

a 緩傾斜農用地

勾配が、田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8 % 以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

田と畑が混在している場合の耕作放棄率は次の式により算定された率以上とする。

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$

なお、高齢化率及び耕作放棄率の算定方法については、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第3の12(1)及び(2)を準用する。

また、上記に該当する農地については、緩傾斜農用地として取り扱う。

(2) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、庄原市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成 22 年庄原市公告第 22 号）第 4 の 1 の (1) の要件を満たしている者。また、経営体については、年間農業従事日数が 150 日以上の基幹的農業従事者を有している団体とする。

(3) その他必要な事項

土地改良通年施行に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。